

## プログラム参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます）は、西尾市（以下、「主催者」といいます。）が主催し、株式会社 eiicon（以下、「eiicon」といいます。）が運営支援する以下に定めるプログラム（以下、「本プログラム」といいます。）へ参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。

### <対象となる本プログラム>

- ・本プログラム名：BiZCON NISHIO 2025
- ・開催日：2025 年 7 月 30 日（水）～ 2026 年 3 月 25 日（水）
- ・主催者：西尾市
- ・協力団体・企業（第 1 条第 4 項に定義します）：西尾商工会議所、一色町商工会、西尾みなみ商工会、西尾信用金庫
- ・協力者（第 1 条第 2 項に定義します）：なし
- ・本プログラム受付窓口：eiicon

### 1. 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

（１）「参加者」とは、本プログラムへの応募資格を満たしている者のうち、本規約に同意して本プログラムへの参加が認められた企業または個人をいいます。

（２）「協力者」とは、本プログラムにおいて研修講義を実施し、参加者の提案を審査し、提案の内容を改善するためのアドバイスを行う等、本プログラムにおいてメンターまたは講師としての役割を担う個人をいいます。

（３）「主催者等」とは、主催者および eiicon を総称しています。

（４）「協力団体・企業」とは、本プログラムにおける参加者の提案の実現可能性を検討し、可能な場合は事業化のための開発を実施する団体・企業をいいます。（主催者が協力団体・企業を兼ねる場合があります。）

（５）「提案」とは、参加者が本プログラムの目的を満たすために考案・作成して提出した一切の提出物（媒体を問わず、文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません）をいい、事前提出するものと本プログラム当日に提出するものとを問いません。

（６）「参加者の権利」とは、参加者が本プログラムに参加する以前から保有していた著作権（著作権法第 27 条および第 28 条所定の権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、ノウハウ等その他一切の権利（以下、「知的財産権等」といいます。）をいいます。

### 2. 本プログラムの目的

本プログラムは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄り、協力者とのメンタリングを経て、イノベーションの創出を目的としています。

### 3. 提案に含まれる知的財産権等について

提案に含まれる知的財産権等については、以下に定めるとおりとします。

(1) 提案に含まれる参加者の権利は参加者に留保されるものとします。

(2) 参加者は、提案の中に第三者に帰属する知的財産権等を含める場合には、主催者等および他の参加者の利用または実施を可能とするに十分な権利処理を行うものとします。

(3) 参加者は、提案の中に自己が利用する権原を有しない第三者の知的財産権等および営業秘密を含めることはできません。

(4) 本プログラムにおいて新たに生じた知的財産権等は、当該知的財産権等を生じさせた参加者に帰属するものとします。ただし、参加者同士が共同で発生させた知的財産権等の帰属については、当該参加者間において協議するものとします。なお、当該知的財産等を提案に含める場合、本条第2項に準じて取り扱うものとします。

(5) 本条第1項にかかわらず、参加者は主催者等の事前の承諾なしに主催者等の提供した素材、商標および商号が含まれる状態で提案を第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）してはなりません。

(6) 参加者は、本プログラムにおいて主催者等および協力者より開示を受けた情報を秘匿する義務を負い、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）・提供してはなりません。

(7) 参加者は、本プログラムにおいて他の参加者から開示を受けた営業上または技術上の情報のうち、相手方が秘密である旨を明示して開示した情報を秘匿する義務を負い、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）・提供してはなりません。

(8) 参加者は、提案の中に、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わいせつなもの、違法行為や反社会的行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等もしくはその他の権利を侵害するものまたは公序良俗に反するものを含めてはなりません。

### 4. 提案の事業化について

(1) 本プログラムは、主催者等が提案の事業化推進のために事業化検討に関する研修およびメンタリングを提供する場合であっても、主催者等が事業化のための実証実験または開発の主体となるものではありません。

(2) 本プログラムの参加により、参加者の全ての提案の事業化の実現が保証されるものではありません。

### 5. 広報等の利用

主催者等は、提案の概要や本プログラムに関する取り組みの様子（記録写真等を含みます。）を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト（SNS を含む。）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。ただし、宣伝販促物を構成する提案の概要および写真等について権利を有する参加者から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該参加者と協議するものとします。

## 6. 個人情報の取り扱い

(1) 本プログラム申込の際に登録した参加者の個人情報は、eiicon が取得および管理するものとし、本プログラムの準備および運営に必要な範囲で使用するほか、eiicon のサービスまたは商品のご案内をするために利用します。

詳細は「個人情報の取り扱いについて」（<https://corp.eiicon.net/privacy-info/>）に定めますのでご確認ください。

(2) 参加者は、参加者の個人情報を以下に定めるとおり、参加者に代わって第三者に提供することについて事前に同意するものとします。

| 提供される場面   | 提供先である第三者      | 提供される項目                                                                                  | 提供先第三者の利用目的                                                                              |
|-----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本プログラムの準備 | ・主催者および協力団体・企業 | ・勤務先企業<br>・所属<br>・氏名<br>・メールアドレス<br>・電話番号<br>・提案の内容<br>・その他、本プログラム申込画面にて登録した内容           | ・本プログラム準備における、参加者の確認および参加承認のための審査をするため<br>・参加者に対する事前連絡事項の通知その他本プログラム準備に必要な範囲で参加者に連絡を取るため |
| 本プログラムの運営 | ・主催者および協力団体・企業 | 「本プログラムの準備」の場面で提供していなかった上記欄記載項目の情報およびプログラム実施会場で eiicon が取得し、eiicon が本プログラム運営のために必要と判断する参 | ・参加者の確認<br>・本プログラムにおける審査<br>・上記のほか、本プログラム運営のため                                           |

|  |  |                         |  |
|--|--|-------------------------|--|
|  |  | 加者の個人情報<br>(提案内容を含みます。) |  |
|--|--|-------------------------|--|

(3) 本プログラムの結果、参加者の提案が協力団体・企業により事業化される場合、当該事業化のために必要な参加者の個人情報の取得およびその取扱いについては協力団体・企業と参加者との間にて締結される契約等により定めるものとします。

## 7. 規則・指示等の遵守

参加者は、本プログラムが行われる施設（以下「本施設」といいます）の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者および主催者等の規則・指示等に従うこととします。参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

## 8. 責任

(1) 主催者等の故意または重過失により、参加者が損害を被った場合、当該有責当事者が当該参加者に対し、当該損害（直接かつ通常の損害に限定され、逸失利益および弁護士費用を含みません。）を賠償するものとします。なお、主催者等は本項に定める以外の責任を負わないものとします。

(2) 参加者が、本プログラムの参加に際し、主催者等または他の参加者に損害を与えた場合、当該参加者はその損害を賠償するものとします。また、参加者が本規約に違反したことにより第三者（他の参加者を含みます。）との間で生じたクレーム・紛争については、当該参加者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、主催者等は、一切の責任を負わないものとします。

## 9. 反社会的勢力排除

参加者は、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力等の維持、運営または経営に協力もしくは関与すること等により反社会的勢力等との何らかの交流または関与を現在および将来にわたって行わないことを表明し、保証します。

## 10. 規約違反

参加者が、本規約の定めに違反したと主催者が判断した場合、主催者は、当該参加者に対し、本プログラム参加の拒否または取消しを行うことができるものとします。

#### 1 1. 本プログラムの中止

主催者は、天災その他の原因で、本プログラムの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なしに本プログラムを中止、中断又は修正（内容変更を含みます。）することができるものとします。

#### 1 2. 誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、各当事者の間で誠意をもって協議し解決するものとします。

以 上